（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第十二条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第二十七条中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改める。

第一号様式から第四号様式まで及び第七号様式中、「第６条ノ４第１項」を「第６条ノ５第１項」に改める。

（船用品検査試験規則の廃止）

第十三条　船用品検査試験規則（大正九年逓信省令第七十五号）は、廃止する。

（船舶自動化設備特殊規則の一部改正）

第十四条　船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　遠隔支援業務に関する設備等（第十二条） （管海官庁の指示） **第二条**　次章から第四章までに規定する自動化設備であつて、管海官庁が当該自動化設備を有する船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認めるものに係る基準については、管海官庁の指示するところによるものとする。 **第四章**　遠隔支援業務に関する設備等 （遠隔支援業務用設備等） **第十二条**　船舶安全法第六条ノ四第一項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であつて、船舶に施設されるもの（以下「遠隔支援業務用設備等」という。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一　当該業務に係る船舶又は物件の状態に関する情報を収集できること。 二　同項の認定を受けた事業場（以下「事業場」という。）に対して前号の情報その他の当該業務を実施するために必要な情報を管海官庁が適当と認める速さで送信できるものであること。 三　事業場が提供する当該業務に係る船舶又は物件に生じた重大な異常に関する情報その他の情報を管海官庁が適当と認める速さで受信できるものであること。 四　前二号の情報を、前回の定期検査に合格した日から次回の定期検査を終える日までの間保存することができるものであること。ただし、当該情報を事業場において保存する場合にあつては、この限りでない。 2　物件の制御の用に供する遠隔支援業務用設備等は、前項各号に掲げる要件に適合し、かつ、船内からの操作により、当該業務に係る物件の制御を行う者を事業場から船内にある者に直ちに変更することができるものでなければならない。	目次 第一章～第三章　（略） （新設） （管海官庁の指示） **第二条**　次章及び第三章に規定する自動化設備であつて、管海官庁が当該自動化設備を有する船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認めるものに係る基準については、管海官庁の指示するところによるものとする。 （新設） （新設）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）	第八条第四項、第二十四条第三項、第二十七条第三項、第三十八条第三項及び第四十四条第三項	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）	第八条第四項、第二十四条第三項及び第二十七条第三項
（略）	（略）	（略）	（略）